

令和3年8月19日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 **開催日時** 令和3年8月19日（木曜日）午後1時30分～午後2時23分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **報告事項**

(1) 令和3年第3回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨専決処分の報告について
- ⑩専決処分の報告について
- ⑪専決処分の報告について
- ⑫専決処分の報告について
- ⑬専決処分の報告について
- ⑭専決処分の報告について
- ⑮専決処分の報告について
- ⑯令和2年度青森市下水道事業会計決算の認定について
- ⑰令和2年度青森市農業集落排水事業会計決算の認定について
- ⑱令和2年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑲令和2年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について

(2) その他

- ①草刈作業中の事故の報告について
- ②令和2年度包括外部監査結果への措置状況について
- ③新車バスの購入について

【挙手による報告】

(1) 応急復旧に向けた予備調査隊の派遣について

○出席委員

委員長 神山昌則
副委員長 山本武朝
委員 中田靖人
委員 竹山美虎

委員 工藤 健
委員 奥谷 進
委員 里村 誠悦

○欠席委員

委員 藤原浩平

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 鈴木裕司
都市整備部長 平岡弘志
水道部長 横内 修
交通部長 赤坂 寛
都市整備部次長 佐々木 浩文
関係課長等

水道部次長 西村 務
交通部次長 今 国弘
交通部管理課長 堀川 慎一
上水道総務課長 小山内 政広
道路維持課長 小田 一彦

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 柿崎 良輔
議事調査課主査 岩間 憲仁

議事調査課主事 笹田 貴子

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日は、藤原委員が病氣療養のため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和3年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「専決処分の報告について」は、関連する15件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** それでは、令和3年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分15件について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

なお、今回の案件のうち資料①から資料⑩までの12件につきましては、前回7月の本協議会において報告した内容と同じとなりますことから、まとめて御説明し、資料⑪から⑬までの3件につきましては、これまでと同様に個別に御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料①から資料⑩の12件につきまして御説明いたします。それぞれの事故の概要は、市道を走行中に道路の穴に落ち、車両を損傷した事故となりますが、賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として資料①については8759円を負担すること、資料②については3575円を負担すること、資料③については7326円を負担すること、資料④については1万450円を負担すること、資料⑤については5764円を負担すること、資料⑥については6099円を負担すること、資料⑦の3件については①7612円を、②1万8480円を、③1万7906円を負担すること、資料⑧については2640円を負担すること、資料⑨については4万8376円を負担すること、資料⑩については5万9400円を負担すること、それぞれ合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

それでは次に、お手元の資料⑪を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月9日、午後7時10分頃、羽白字富田の市道森林軌道廃線通り線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪ホイールを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として9万9550円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年8月10日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑫を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月15日、午後7時30分頃、駒込字桐ノ沢の市道駒込1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪ホイールを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万4420円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年8月10日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑬を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月20日、午前

9時30分頃、富田三丁目の市道相野線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として4917円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年8月10日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれも市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奥谷委員。

○奥谷進委員 今、部長から報告がありましたが、道路事故ということで、私ども市民としても大変遺憾に思っておるわけではありますが、幹線道路は業者でやっているらしいけれども、幹線道路以外のいわゆる市道の穴の補修は直営でやっているということなんですかその辺はどうですか。

○神山昌則委員長 はい、どうぞ。

[奥谷進委員「マイク使ってください」と呼ぶ]

○小田一彦道路維持課長 道路維持課の小田と申します。ただいまの御質疑につきましてお答えいたします。幹線道路が業者で、それ以外の道路が直営ということではなく、今のように事故があった場合で、応急の場合は、直営でやることが多いですけれども、年間通して業者に委託している部分もありまして、大きく補修する部分などは、事業者にも委託してやっている部分もあります。

○神山昌則委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 我々、市道をしょっちゅう車で通る場合が数多くあるわけですが、昨年よりも今年度は特に穴埋めが粗末です。これは当然予算にも関わることだと思いますが、担当部署では、もっと、やったあと、しっかりした調査をしながら——こういう道路事故となれば当然、行政が責任を持って負担しなければならないわけですので、これからは業者がやった後でも、直営がやった後でも、点検をし、そして、一つでも少ない事故になるように強く要望して終わります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度青森市下水道事業会計決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 令和3年第3回市議会定例会に提出を予定しております令和2年度青森市下水道事業会計決算の概要につきまして、配付しております資料、消費税抜きの「令和2年度青森市下水道事業会計決算総括表（見込）」に基づき御説明いたします。

下水道事業及びこの後に御説明いたします農業集落排水事業につきましては、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定を適用したところであり、令和2年度決算は、公営企業会計に移行して初年度の決算となりますことから、資料の令和元年度の欄は「－」表記としております。

初めに、表の上段の収益的収支について御説明いたします。

左側上段の営業収益のうち、下水道使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、一般家庭及び民間事業者の5月検針・6月納付分の下水道使用料3億998万余円を全額免除したことから、使用料収入は減収となり令和2年度決算額といたしましては36億5240万余円となりました。

次に、雨水処理負担金は、一般会計からの繰入れであり、10億3631万余円、受託工事収益は、県道道路関連下水工事であり、349万余円となりました。

その他営業収益は、水道事業会計からの負担金や水洗便所改造等工事検査手数料等であり、1061万余円となりました。

この結果、営業収益の計は47億413万余円となりました。

次に営業外収益につきましては、一般会計からの補助金が、基準内・基準外を合わせまして5億5111万余円、長期前受金戻入が27億3753万余円で、営業外収益の計は33億3602万余円となりました。

なお、一般会計補助金（基準外）の中には、新型コロナウイルス感染症対策の免除相当額が含まれております。

次に（キ）特別利益は、令和元年度末までに収益化できなかった過年度分の長期前受金戻入額であり、3298万余円となりました。この結果、収益的収入の合計は、80億7314万余円となりました。

次に、表右側上段の営業費用等について御説明いたします。

まず、営業費用につきましては、主な項目を説明させていただきます。

職員給与費は、一般職員、再任用職員、会計年度任用職員の給料・手当等であり、5億3478万余円、動力費は、ポンプ場及び処理場の電気代等となっており、1億8266万余円、委託料は、新田浄化センターの包括委託や各種設備の保守点検業務委託等であり6億3216万余円、負担金補助及び交付金は、汚泥・飛灰等処分業務負担金や使用料等債権管理負担金等となっており、1億1741万余円となりました。

減価償却費につきましては、50億7138万余円となり、この結果、営業費用の計は67億5463万余円となりました。

次に営業外費用につきましては、支払利息が9億880万余円、その他営業外費用が3114万余円、合計で9億3994万余円となりました。

特別損失は、地方公営企業法の適用初年度費用として、退職給付引当金等が生じ、7億1602万余円となりました。

その結果、収益的支出の合計は84億1060万余円となりました。

これにより、資料左側中段にあります収支差引では、当年度純損失として3億

3746 万余円を計上することとなりました。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、左側の資本的収入についてですが、企業債につきましても、建設改良債から借換債までの計で 43 億 4170 万円となりました。これに、建設改良費の財源となる国庫補助金 6 億 6858 万余円、平成 18 年の公費負担割合変更の制度改正に伴う保証分等である一般会計補助金 8 億 8568 万余円、受益者負担金・分担金 2920 万余円を加えた資本的収入の合計は 59 億 2517 万余円となりました。

次に右側の資本的支出であります。建設改良費につきましても、15 億 7019 万余円となりました。その内容は、新城分区や平岡分区等の污水管路の新設工事のほか、老朽化した管渠の更生工事、処理場やポンプ場施設の更新工事となっております。これに企業債償還金 71 億 3609 万余円を加えた資本的支出の合計は、87 億 628 万余円となりました。

この結果、資本的収支の差引で、左側下段（C）の欄、収支差引にありますとおり、27 億 8111 万余円の不足額が生じたので、その補填財源として左下の表、補填財源充当額のところになります。当年度損益勘定留保資金 24 億 4102 万余円と引継金 3 億 4009 万余円により補填しております。

令和 2 年度青森市下水道事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 2 年度青森市農業集落排水事業会計決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 令和 3 年第 3 回市議会定例会に提出を予定しております令和 2 年度青森市農業集落排水事業会計決算の概要につきまして、配付しております資料、消費税抜きの「令和 2 年度青森市農業集落排水事業会計決算総括表（見込）」に基づき御説明いたします。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。

左側上段の営業収益のうち、農業集落排水施設使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、一般家庭及び民間事業者の 5 月検針・6 月納付分の農業集落排水施設使用料 574 万余円を全額免除したことから使用料収入は減収となり、令和 2 年度決算額は 7237 万余円となりました。

受託工事収益は、浪岡地区の電気設備移設工事で 316 万余円となりました。

その他営業収益は、水洗便所改造等工事検査手数料で 5 万余円となりました。

この結果、営業収益の計は 7559 万余円となりました。

次に営業外収益につきましては、一般会計からの補助金が、基準内・基準外を合わせて 1 億 9645 万余円、長期前受金戻入が 1 億 2073 万余円で、営業外収益の計は 3 億 1721 万余円となりました。

なお、一般会計補助金（基準外）には、新型コロナウイルス感染症対策の免除相当額が含まれております。

この結果、収益的収入の合計は、3億9281万余円となりました。

次に、表右側上段の営業費用等について御説明いたします。

まず、営業費用については主な項目を説明させていただきます。

職員給与費は、一般職員の給料・手当等であり、1971万余円、動力費は、ポンプ場及び処理場の電気代等となっており、1877万余円、委託料は、施設清掃業務や設備の保守点検業務委託等であり、3675万余円となりました。

減価償却費につきましては、2億1440万余円となり、この結果、営業費用の計は3億640万余円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払利息が3598万余円、その他営業外費用が475万余円、合計で4073万余円となりました。

特別損失は、地方公営企業法の適用初年度費用として、退職給付引当金等が生じ、2996万余円となりました。

その結果、収益的支出の合計は3億7710万余円となりました。

これにより、資料左側中段にあります収支差引では、当年度純利益として1570万余円を計上することとなりました。

なお、前年度繰越欠損金4505万余円があることから、これから当年度純利益を差し引いた令和2年度未処理欠損金は2935万余円となります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、左側の資本的収入についてですが、企業債につきましては、準建設改良債と借換債の計で1億2980万円となりました。これに、一般会計補助金184万余円を加えた資本的収入の合計は1億3164万余円となりました。

次に、右側の資本的支出であります。内訳としては、企業債償還金のみであり、2億6403万余円となりました。

この結果、資本的収支の差引で、左側下段（C）の欄、収支差引にありますとおり、1億3238万余円の不足額が生じたので、その補填財源として、左下の表、補填財源充当額のところになります。当年度損益勘定留保資金1億1952万余円、引継金1286万余円により補填しております。

令和2年度農業集落排水事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 令和3年第3回市議会定例会に提出を予定しております令和2年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、配付

しております資料に基づき、御説明いたします。

初めに、資料①の「令和2年度青森市水道事業会計剰余金の処分案」について御説明いたします。表中の左側の矢印で示したとおり、減債積立金を使用して企業債を償還した後に振り替えられた未処分利益剰余金①5億1666万332円から、当年度純損失補填分②2106万5513円を差し引いた後の額、③になりますが4億9559万4819円を、右側矢印④で示したとおり、資本金に組み入れようとするものであります。

この剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行わなければならないことから、決算の認定議案と同一議案とし、資本金へ組み入れようとするものであります。

続きまして、決算の概要について、資料②の「令和2年度青森市水道事業会計決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」により御説明いたします。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。

左側、収益的収入上段の水道料金につきましては49億3840万余円で、前年度に比較し4億8017万余円、率にして8.9%の減となりました。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として、一般家庭及び民間事業者の5月検針・6月納付分4億1585万余円を免除したことによるものであります。

次に、受託工事収益につきましては3165万余円で、前年度に比較し997万余円、率にして46%の増となりました。

その主な要因は、消防本部からの消火栓移設工事の補償収入が増となったことによるものであります。

その他の営業収益につきましては2億3374万余円で、前年度に比較し1684万余円、率にして7.8%の増となりました。

その主な要因は、下水道使用料等徴収事務に関する下水道事業会計の負担額が前年度より増となったことによるものであります。

この結果、営業収益の計は52億381万余円となりました。

営業外収益につきましては2億4779万余円で、前年度に比較し651万余円、率にして2.7%の増となりました。

その主な要因は、長期前受金戻入が増となったことによるものであります。

特別利益につきましては、旧中央配水所9号取水井用地の売却益があったことにより皆増となりました。

この結果、収益的収入の合計は54億6064万余円で、前年度に比較し4億3781万余円、率にして7.4%の減となりました。

次に、表右側の収益的支出について御説明申し上げます。

職員給与費につきましては11億3755万余円で、前年度に比較し4117万余円、率にして3.8%の増となりました。

その主な要因は、退職給付引当金への繰入額が増となったことによるものであり

ます。

動力費につきましては1億4182万余円で、燃料費調整単価が減となったこと等により、前年度に比較し567万余円、率にして3.8%の減となりました。

薬品費につきましては1億976万余円で、前年度に比較し778万余円、率にして7.6%の増となりました。

その主な要因は、堤川浄水場で使用する薬品購入量が増となったことによるものであります。

受水費は、浪岡地区への給水のため津軽広域水道企業団から受水した分の料金であり1億8731万余円で、前年度に比較し13万余円、率にして0.1%の減となりました。

維持修繕費につきましては5億7333万余円で、前年度に比較し5778万余円、率にして11.2%の増となりました。

その主な要因は、国道103号廃止管モルタル充填工事を執行したことなどによるものであります。

受託工事費につきましては3549万余円で、前年度に比較し663万余円、率にして23%の増となりました。

その主な要因は、消火栓移設工事が増となったことによるものであります。

減価償却費につきましては19億1413万余円で、前年度に比較し922万余円、率にして0.5%の増となりました。

その他物件役務費につきましては11億3805万余円で、内訳は備考欄に記載のとおりであり、前年度に比較し229万余円、率にして0.2%の減となりました。

この結果、営業費用の計は52億3748万余円となりました。

支払利息につきましては、2億3727万余円で、企業債残高が減少していることや利率が低下していることなどにより、前年度に比較し1415万余円、率にして5.6%の減となりました。

この支払利息にその他営業外費用を加えた営業外費用の計は、2億3750万余円となりました。

特別損失につきましては670万余円で、前年度に比較し53万余円、率にして7.4%の減となりました。

その要因は、漏水等による過年度水道料金の調定更正が減となったことによるものであります。

その結果、収益的支出の合計は54億8170万余円で、前年度に比較し9991万余円、率にして1.9%の増となりました。

これにより、左側中段にありますとおり、収支差引では当年度純損失2106万余円を計上することとなりました。

次に、表の下段の資本的収支の部について御説明いたします。

まず、左側の資本的収入についてですが、企業債につきましては、前年度に比較

し5000万円増の6億円、これに、市道整備等に伴う負担金624万余円と加入金1億1253万円、固定資産売却代金197万余円を加えた資本的収入の合計は7億2074万余円で、前年度に比較し4565万余円の増となりました。

右側の資本的支出であります。建設改良費につきましては26億9028万余円で、前年度から全額繰越した継続工事2件が完了したことなどにより、前年度に比較し、5億8620万余円の増となりました。これに、企業債償還金7億6345万余円と、投資1万余円を加えた資本的支出の合計は34億5375万余円で、前年度に比較し6億1808万余円の増となりました。

この結果、資本的収支の差引で、左側下段かっこ書きにありますとおり、27億3300万余円の不足額が生じたので、その補填財源として、過年度損益勘定留保資金22億1634万余円、減債積立金5億1666万余円により補填しております。

なお、冒頭で御説明いたしましたとおり、この減債積立金は、使用後に未処分利益剰余金へ振り替えることとなり、そこから当年度純損失の補填分を差し引いた後の額を、御議決により資本金へ組み入れる予定であります。

令和2年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について」報告を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 それでは、第3回定例会に提出を予定しております。令和2年度青森市自動車運送事業会計決算の概要について御説明をいたします。

お手元に配付しております資料「令和2年度青森市自動車運送事業会計決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧いただきたいと思っております。

決算状況の説明に入ります前に、資料の上段の表に記載しております事業概況について御説明をいたします。

令和2年度におきましては、令和元年度から実施しております2シーズン制のダイヤを継続して実施したところですが、ダイヤ数につきましては、前年度と同数の夏ダイヤは138ダイヤ、冬ダイヤは147ダイヤで運行を行いました。

路線数につきましては、前年度と同数の17路線、運行便数は、夏ダイヤについては、4便減の871便、冬ダイヤについては、前年度と同数の882便で運行を行いました。輸送人員については、前年度比128万348人、18.1%減の578万4413人となりました。

令和2年度は、御承知のように新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、バス利用者が大幅に減少しましたが、安全・安心・快適な輸送サービスの提供及びバス交通の維持・確保を図るため、感染防止対策を講じながら運行を行った

ところであります。

それでは、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料の中段に記載してあります、収益的収支につきまして御説明をいたします。左側の収益の欄を御覧ください。

まず、(ア) 営業収益のうち、その大宗を占めます運送収益につきましては、前年度比 2 億 2042 万余円減の 15 億 70 万余円となりました。

収益減の主な要因は、先ほど御説明いたしました、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により、利用者が大幅に減少したことによるものであります。

運送雑収益につきましては、広告料収入が前年度比 24 万余円増の 3421 万余円となっており、運送収益と運送雑収益を合わせた営業収益計①では、前年度比 2 億 2013 万余円減の 15 億 3522 万余円となりました。

その下、(イ) 営業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る補助金の交付等により、他会計補助金が 490 万余円、補助金が 1701 万余円増加し、その他——これは自動車事故賠償責任保険、不用品、廃車バス等になりますけれども、その売却収入ですが、501 万余円の増となったものの、長期前受金戻入が 3714 万余円の減となったことによりまして、営業外収益計②といたしまして、前年度比 1020 万余円減の 3 億 4439 万余円となりました。

その結果、経常収益計③は、前年度比 2 億 3034 万余円、10.9%減の 18 億 7961 万余円となりました。

(ウ) 特別利益につきましては、その他に記載の過年度分に係る長期前受金戻入額で 1 億 5836 万円となっており、経常収益に特別利益を加えた事業収益計⑤であります。前年度比 1 億 8758 万余円、8.4%減の 20 億 3797 万余円となりました。

続きまして、右側の費用の欄を御覧ください。

まず、(エ) 営業費用のうち、職員給与費につきましては、令和 2 年 4 月に施行されました会計年度任用職員制度により、これまでその他の欄に賃金として計上されていた嘱託職員や臨時職員の基本給見合い分が基本給へ計上されることになったために、基本給が増となった一方で、その他の欄が減少しております。職員給与費全体といたしましては、退職者不補充による正職員の減や運行委託の拡大により、小計⑥のとおり、前年度比 5719 万余円減の 13 億 9398 万余円となりました。

経費のうち、動力・燃料・油脂費につきましては、軽油等の燃料単価の低下に伴い減となったものの、車両修繕費である部品費・材料費・外注修繕費が増となり、その他についても、委託タイヤ数の増加に伴う運行委託料の増や、豪雪の影響による除排雪経費の増、新型コロナウイルス感染症感染予防対策経費の計上等により増加したことから、小計⑦のとおり、前年度比 745 万円増の 5 億 9249 万余円となりました。

減価償却費⑧につきましては、近年のバス車両更新台数の減少等により、前年度比 2966 万余円減の 2 億 6712 万余円となり、これらを合わせた営業費用計⑨であり

ますけれども、前年度比 7941 万余円減の 22 億 5360 万余円となりました。

次に、(オ) 営業外費用につきましては、雑支出となる特定収入——補助金になりますけれども、これに係る消費税額が増となったことなどにより、営業外費用計⑩といたしましては、前年度比 475 万余円増の 3200 万余円となりました。

その結果、経常費用計⑪は、前年度比 7465 万余円、3.2%減の 22 億 8560 万余円となりました。

(カ) 特別損失であります、令和 2 年度は発生しませんでしたので、事業費用計⑬ですけれども、経常費用⑩と同額になっております。

その結果、中段の表の左側下から 2 行目に記載してありますとおり、事業収益計⑤から事業費用計⑬を差し引きました(キ) 純損益につきましては、2 億 4762 万余円の純損失を計上することとなり、その下の(ク) 累積欠損金は、24 億 8075 万円となったものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に伴う資金不足に対応するため、資料左下の(ク) 累積欠損金の下に記載しております企業債、かっこ書きして 3 条なお書きと書いておりますが、その記載のとおり特別減収対策企業債を 3 億 610 万円借り入れしたところです。

次に、資本的収支につきまして説明をいたします。

まず、下段の表の右側の支出の欄を御覧ください。

建設改良費は、令和 2 年度において大型ノンステップバスの導入、バスまち空間向上事業として待合所の整備、ドライブレコーダーの導入を行った結果、前年度比 2891 万余円増の 2 億 4568 万余円となりました。

企業債償還金は、前年度比 497 万余円増の 3 億 852 万余円となりました。

この結果、これらと投資を合わせた一番下の(B)の 資本的支出合計は、前年度比 3391 万余円増の 5 億 5454 万余円となりました。

これに対する左側の収入につきましては、ただいま御説明いたしました支出の財源となる企業債が 2 億 1710 万円、他会計補助金が 3 億 6164 万余円となっており、これらと投資を合わせた一番下の(A)の 資本的収入合計は、前年度比 3706 万余円増の 5 億 7937 万余円となりました。

これらの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におけます令和 2 年度の資金不足額は、1 億 5275 万余円となり、資金不足比率は、前年度と同様の 9.9% になりました。

令和 2 年度の青森市自動車運送事業会計決算の概要につきましては、以上のとおりでございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和 3 年第 3 回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「草刈作業中の事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 それでは、令和3年8月17日に発生しました、開発緑地における草刈作業中の事故について、お手元の資料に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

事故の発生は、令和3年8月17日火曜日、午前10時頃、青森市原別四丁目にあります開発緑地No. 149において、公園河川課の会計年度任用職員が肩掛け式草刈り機により草刈作業を行った際、小石が飛散し隣接する住宅の窓ガラスを破損した事故であります。

幸いにもこの事故によるけが人はありませんでした。

草刈作業に伴う事故防止につきましては、住宅が近接している開発緑地などでは、飛散防止対策として、防護用のブルーシートなどで保護しながら作業を行っていましたが、当該箇所においては、住宅の窓ガラスが草刈箇所よりかなり高い位置にあったことから、事故の可能性は低いものと判断し、飛散防止対策を行っておりませんでした。今般の件を踏まえ、今後の草刈作業においては、確実に飛散防止対策を行うことを徹底してまいります。

なお、今回の事故の補償につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険において対応する予定であります。

報告は以上であります。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度包括外部監査結果への措置状況について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 令和2年度包括外部監査結果への措置状況について、御説明させていただきます。

お手元の資料「令和2年度包括外部監査結果への措置状況について」の1ページを御覧ください。

令和2年度の包括外部監査は、監査のテーマを「高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について」として実施され、去る3月23日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。その指摘事項及び意見につきましては、4月21日開催の本協議会において、令和2年度包括外部監査結果への対応について御報告しておりましたが、(3)指摘事項及び意見のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が27項目、改善を要望するという趣旨の意見が39項目ございました。

この監査結果を受けまして、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において、検証作業等を行い、是正・改善等の措置の状況を取りまとめましたので、その概要

を御説明いたします。

2 ページ目を御覧ください。「2 指摘事項への措置状況」の概要について、まず、(1) の対応方針区分であります。記載のとおり、是正・改善・改善検討・相違と、大きく4つに分類してございまして、(2) 対応方針別件数であります。是正が4件で、全て是正済み、改善が23件で、全て改善済みとなっており、改善検討及び相違はありませんでした。

3 ページ目を御覧ください。「3 意見への対応」について、(2) 対応方針別件数であります。改善が36件で、全て改善済み、改善検討が3件となっております。なお、相違はありませんでした。

なお、今回、都市建設常任委員協議会に関連するものとして、都市整備部道路維持課の交通安全施設整備事業に係る契約行為に関して、1件の意見がありました。本市では、予定価格の区分に応じて事前公表と事後公表を併用しており、国や県の動向、他都市の取組状況等を参考にしながら、事後公表の対象を段階的に拡大してきているところであり、改善策については整理されていると考えております。今後も引き続き、競争性、公正性、透明性の確保に努めていくこととしております。

御説明は以上であります。詳細につきましては、資料「令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する各常任委員協議会においても御報告しております。また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき監査委員に通知いたしました。監査委員においては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされてございまして、市民の皆様には、各支所・市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページ及び9月1日号の「広報あおもり」でお知らせする予定としております。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「新車バスの購入について」報告を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 それでは、新車バスの購入につきまして御報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

交通部では、今年度購入予定の大型ノンステップバス5両に係る物品供給契約を締結いたしましたので、その概要について御報告をさせていただきます。

去る8月3日、バスの販売事業者3者による指名競争入札を行ったところ、いすゞ自動車東北株式会社青森支社が税込み1億5730万円で落札し、8月4日に契約を締結したところであります。

車両の主な仕様でありますけれども、定員 80 人の大型ノンステップバスで、車椅子やベビーカーでの乗車に対応した広い通路幅を有するほか、アイドリングストップ・アンド・スタートシステム及びドライバー異常時対応システムを装備しており、人にも環境にも優しいバスとなっております。

このたびの購入による、青森市交通部のノンステップバスとワンステップバスを合計した低床バスの導入割合は、79.3%となる予定であります。

今後も、老朽化による車両の更新に合わせまして、計画的なノンステップバスの導入によりバリアフリー化の推進を図り、安全で信頼のあるサービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 購入の中でフリースペース、車椅子用のスロープ板及び固定装置を装備ということですが、数年前から、この車椅子のスロープについて適切にスピーディーに研修していただけていますけれども、その辺の研修状況はどうなっているのでしょうか。

○神山昌則委員長 交通部長。

○赤坂寛交通部長 ただいまの御質疑に関してであります。

まず、私どもの車椅子の乗降に関する乗務研修でありますけれども、これまでも定期的にやっております。それにより機器の進歩もそうですけれども、乗務員の機器の取扱い、こちらの習熟度も高めながら対応改善に努めているというところであります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。水道部長。

○横内修水道部長 下北郡風間浦村への水道施設の応急復旧に向けた予備調査隊の派遣について御報告いたします。

台風 9 号から変わった温帯低気圧による 8 月 10 日の大雨の影響により、風間浦村の下風呂地区では、浄水場を初め水道施設が甚大な被害を受け、現在断水が発生しております。このたび、日本水道協会青森県支部長である青森市長に対し、むつ市長から――むつ市長は、日本水道協会青森県支部の下北地区幹事ということになっておりますが、応急復旧活動の要請があったため、まずは応急復旧活動に向けた予備調査隊として、職員 2 名を派遣することとし、つい先ほど、13 時 30 分に現地へ向け出発いたしました。

今後、この予備調査隊からの報告を踏まえ、状況に応じて応急復旧隊を編成し、

現地へ派遣する予定としております。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

○神山昌則委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)